

第1編

効果的なまちづくりに向けて

- 1 後期基本計画の目標と重点施策
- 2 本市を取り巻く諸情勢と課題
- 3 後期基本計画の目標
- 4 重点施策の選定
- 5 重点施策

1 後期基本計画の目標と重点施策

総合計画は全分野において総合的に施策の展開をしていますが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を選定し、集中的な取組により、成果を上げることを目指すものです。

2 本市を取り巻く諸情勢と課題

第四次長野市総合計画 後期基本計画の目標を設定するに当たり、本市を取り巻く諸 情勢と課題を次のとおり整理しました。

(1) 人口減少社会への対応

長野市全体の人口が減少局面に入り、特に中山間地域では過疎化が進行しています。また、社会を支える生産年齢人口の減少により、地域社会を維持・存続していくことが難しくなっています。

こうしたことから、地域社会が持続・発展するまちづくりが求められています。

(2) 安全・安心な社会の構築

近年、局地的大雨や地滑り、大地震の発生など大規模な自然災害が発生するとともに、凶悪な犯罪による事件が相次ぐ中、防災や防犯に対する市民の意識も高まっています。

こうしたことから、人と人とのつながりを大切にした安全で安心して暮らせる 地域社会を実現するまちづくりが求められています。

(3) 多様化する社会への対応

大量消費に象徴される物の豊かさを求める時代から、ゆとりや生きがいなど心の豊かさを求める時代に変化しています。

こうしたことから、多様化する市民のライフスタイルや価値観に対応したまちづくりが求められています。

(4) 自立した地域社会の形成

本市は、平成11年4月に中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充 実を図っています。

また、本市では、人口が減少局面となる中、地域社会を持続・発展させ、市民の安全で安心な暮らしを実現しながら、市民のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくために、必ずしも各地区が一律の取組を行うのではなく、住民自らが、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識をもって地域の個性や実情に応じた活動に取り組み、その活動を行政が積極的に支援するという「都市内分権」の仕組みづくりを進めてきました。市内各地区では、住民主体の地域づくりの中核となる住民自治協議会の設立に向けた取組を行ってきた結果、平成21年度には、すべての地区に設立され、平成22年度から本格的な活動を開始しています。

こうしたことから、地方中核都市としての役割を果たすとともに、都市内分権の理念を実践しながら、自立した地域社会を形成するまちづくりを進めていく必要があります。

3 後期基本計画の目標

現在の本市を取り巻く諸情勢と課題を踏まえ、住民主体のまちづくりの機運をさらに 高めながら、第四次長野市総合計画の基本構想を実現するため、後期基本計画の目標を 次のとおり設定します。

> 市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という 都市内分権の理念の下にまちづくりを進めることで、持続・発展する 地域社会を実現し、"ながの"の存在感を向上させます。

4 重点施策の選定

重点施策は、後期基本計画期間に集中的に取り組むことで、基本構想の実現に向けて、一定の成果を上げるために、後期基本計画の44基本施策の中から選定するものです。 なお、実施計画や行政評価等を勘案し、毎年度の予算編成において予算の重点化を考慮します。

5 重点施策

(1)後期基本計画(平成24年度から28年度まで)における重点化

前期基本計画において重点施策は、基本構想に掲げる「都市像」と「まちづくりの視点」から「長野らしさ」、「人・地域」に注目し、重点化を図るとしました。後期基本計画においても、前期基本計画の重点化の考えを引き継ぐとともに、未曾有の大災害の発生を受け、「安全で安心なまちをつくる」という視点を加えます。

- ① "ながの" の魅力をいかす
- ② いきいきとした人と地域をつくる
- ③ 安全で安心なまちをつくる

(2) 重点施策の要件

重点施策は、市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることのできるものから、次の4要件を備えるものを選定することとします。

- ①夢を持てる社会の実現に資すること(将来性)
- ②地域社会の自立に資すること(自立性)
- ③施策の目標(到達点)が明確にできること(実現性)
- ④具体的な個別事業が、ある程度の予算規模をもって進められること(具体性)

※留意点

- 施策内容が理念的、あるいは意識啓発などの促進的手段によるものは除く。
- 施策内容が制度や給付等の固定的・経常的なものは除く。

(3)後期基本計画における重点施策

後期基本計画では、次表に掲げる12の基本施策を重点施策として定めることとします。

第四次長野市総合計画 後期基本計画(平成24年~28年度)における重点施策

基本構想(10年)

都市像

~善光寺平に結ばれる~ 人と地域がきらめくまち "ながの"



まちづくりの視点

すべての施策を貫く視点

視点1 パートナーシップによるまちづくり

視点2「長野らしさ」をいかしたまちづくり

視点3 健全で効率的な行政経営

後期基本計画(5年)

目標

重点施策(12基本施策) (観光資源をいかしたまちづくり)

多様な観光交流の推進

参考:主な施策

・訪れてみたくなる地域づくり ・効果的な情報発信と 広域的連携 ・コンヘンションの誘致と観光との連携

("ながの"の歴史・文化をいかしたまちづくり)

多彩な文化の創造と文化遺産の継承

- 文化芸術活動への支援と文化の創造
- 歴史·文化遺産の活用と継承

(オリンピックの資産をいかしたまちづくり)

スポーツを軸としたまちづくりの推進

- ・生涯スポーツの振興 ・競技スポーツの振興
- スポーツ環境の整備・充実

(地域の魅力をいかしたまちづくり)

多核心連携を目指した コンパクトなまちづくりの推進

中山間地域の振興

交通体系の整備

- ・秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生
- 中山間地域の魅力の向上
- ・公共交通機関の整備
- 利用しやすい交通環境の整備

(次世代を担う人づくり)

子育ち・子育て環境の整備

魅力ある教育の推進

- 子育ち・子育て支援の推進 ・保育の充実
- ・小・中学校の教育の充実 ・高等学校・大学等の 教育の充実 ・快適で安全な教育環境の整備

(力強い地域産業によるまちづくり)

未来に向けた農業の再生・振興

産業の集積と工業の活性化

- 地域農業の確立と経営基盤づくり
- 消費者や市場と結びついた産地づくり
- ・産学行連携の推進とものづくり産業の振興
- 企業立地の推進

(環境と共生するまちづくり)

省資源・資源循環の促進

• エネルギーの適正利用 • ごみの発生抑制と

再使用・再資源化の促進 ・ごみ処理体制の充実

(災害に強いまちづくり)

防災対策の推進

防災体制の整備 ・治山・治水対策の推進

まちづくりを進めることで、持続・発展する地域社会を実現し、"ながの』の存在感を向上させます市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下に、ながの』の魅力をいかす・いきいきとした人と地域をつくる・安全で安心なまちをつくる



地附山トレッキングコース案内板設置 (第二地区)



落書き消去活動 (第三地区)